

3. 退所

施設をやめる場合は、退所される日までに「退所申出書」を各施設または児童保育課に提出してください。

退所をされた後で、「退所申出書」の提出があった場合、登所していなくても、保育料が発生します。

市外に転出する場合は、必ず「退所申出書」を提出してください。

4. 転所

- ・転所希望月の入所申込み受付期間内（P.7参照）に、「転所申出書」を提出してください。
- ・転所希望の入所調整は、新規で入所を希望する人の調整が終わったあとに受入枠に空きがあった場合にのみ行われます。
- ・保護者が育休中の転所はできません。
- ・転所できるまでは、現在の施設へ在籍することとなります。
- ・転所決定のあとの辞退は、入所調整の関係上、受付できません。

5. 長期欠席

自己都合による1か月を超える長期欠席は、家庭で保育ができるものとし、保育の実施を解除（退所）します。

5 料金について

1. 保育料

3歳児クラス以上及び市町村民税非課税世帯の保育料は無償です。

0～2歳児クラスの保育料については、P.14を参照してください。



(1) 算定方法

保護者（父・母。ひとり親の場合は、いずれか一人）の市町村民税の所得割課税額の合計額で算定します。

同居者（実際に住居を共にしている者）に保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいる場合はその税額を含める場合があります。（例として、母子（父子）家庭で、母（父）の収入が年間100万円未満の場合、同居の祖父又は祖母（収入の多い方）を家計の主宰者として算定に加え、税額を含める場合などが考えられます。）

4～8月分の利用料金は前年度の所得割課税額、9～3月分の保育料は当該年度の所得割課税額を基に決定します。そのため、年度途中で保育料が変更される場合があります。

市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の控除は適用されません。これらの控除がなかった場合の所得割課税額となります。

保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

(2) 令和4年度保育料徴収基準額表【参考】

◆2・3号認定子ども《保育所・こども園保育認定児童》

階層区分		【0～2歳児クラス】	
		保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	均等割のみ課税世帯（所得割なし）	13,000円	12,700円
D1	所得割課税額 48,600円未満	16,000円	15,700円
D2	所得割課税額 58,200円未満	18,800円	18,400円
D3	所得割課税額 67,800円未満	21,600円	21,200円
D4	所得割課税額 77,400円未満	24,400円	23,900円
D5	所得割課税額 87,200円未満	27,200円	26,700円
D6	所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,400円
D7	所得割課税額 115,000円未満	33,600円	33,000円
D8	所得割課税額 133,000円未満	37,200円	36,500円
D9	所得割課税額 151,000円未満	40,800円	40,100円
D10	所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,700円
D11	所得割課税額 213,000円未満	49,400円	48,500円
D12	所得割課税額 248,000円未満	53,700円	52,700円
D13	所得割課税額 284,000円未満	58,000円	57,000円
D14	所得割課税額 320,000円未満	58,600円	57,600円
D15	所得割課税額 370,000円未満	59,200円	58,100円
D16	所得割課税額 370,000円以上	61,000円	59,900円

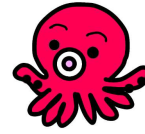
◆児童の属する世帯が次に掲げる場合には、下記の表のようになります。

世帯状況	階層区分		【0～2歳児クラス】	
			保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料
① 児童扶養手当受給世帯の母子及び父子世帯 ② 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯 ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けたものを有する世帯 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯 ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯	B	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
	C	均等割のみ課税世帯 （所得割なし）	6,000円	5,850円
	D01	所得割課税額 48,600円未満	8,000円	7,850円
	D02	所得割課税額 58,200円未満	9,000円	9,000円
	D03	所得割課税額 67,800円未満	9,000円	9,000円
	D04	所得割課税額 77,100円以下	9,000円	9,000円

(3) 多子軽減

- ① A階層を除く各階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育施設等※に入所または入園している場合において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。(10円未満の端数は切り捨て)

ただし、B1階層については、2人目も無料となります。



- ② 世帯の所得割額による多子軽減の適用

世帯の状況	市町村民税 所得割課税額	対象となる子どもの数え方
ひとり親世帯 または 障害のある人がいる世帯	77,100円以下	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。 2人目以降は無料となります。
上記以外の世帯	57,700円以下	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。 2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※「保育施設等」とは、保育所(園)、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、児童発達支援、児童心理治療施設、特別支援学校幼稚部などをいいます。

「保育料の多子軽減申請書」の提出が必要な施設
私立幼稚園、大学附属幼稚園、児童発達支援、児童心理治療施設、特別支援学校幼稚部

(4) 利用料金の納付について

利用する施設により、保育料・副食費の納付先はつぎのとおりです。

施設	保育料	副食費
公立保育所、公立認定こども園	三原市へ納付	三原市へ納付
私立保育所	三原市へ納付	各施設へ納付
私立認定こども園	各施設へ納付	各施設へ納付
地域型保育事業	各施設へ納付	

- ② 三原市への納付

三原市では、保育料等の口座振替による納付を実施しています。あらたに入所された方については、口座振替による納付を原則としています。

保育料等の納期限は月末(12月は25日。いずれの場合も、納期限が休日の場合は翌営業日)です。各月の保育料等はその月の納期限の日に指定口座から振替納付となります。残高不足などにより振替納付ができなかった場合は、後日督促状を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

保育料は施設を運営していくための費用の一部です。必ず納期限までに納めてください。保育料を滞納すると延滞金がかかります。また、地方税の滞納処分の例による差押などの処分を受けることがあります。

- ③ 施設への納付

納付方法については、入所決定後、各施設から説明があります。

(5) 延長保育料について

延長保育を利用する場合、別途料金となります。

2. 給食費（主食費・副食費）

幼児教育・保育の無償化の対象となる3歳児クラス以上の児童は、給食費をご負担いただきます。

◆1号認定子ども《こども園教育認定児童》

階層区分		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	主食費のみ		主食費のみ
2	市町村民税非課税世帯			
3	所得割課税額77,100円以下			
4	所得割課税額211,200円以下	主食費 + 副食費		主食費のみ
5	所得割課税額211,201円以上			

◆2号認定子ども《保育所・こども園保育認定児童》

階層区分		【3～5歳児クラス】		
		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	主食費のみ		主食費のみ
B1	市町村民税非課税世帯			
C1	均等割のみ課税世帯（所得割なし）			
D1	所得割課税額48,600円未満	主食費 + 副食費		
D2	所得割課税額57,700円未満			
D2-1	所得割課税額58,200円未満			
D3	所得割課税額67,800円未満			
D4	所得割課税額77,400円未満			
D5	所得割課税額87,200円未満			
D6	所得割課税額97,000円未満			
D7	所得割課税額115,000円未満			
D8	所得割課税額133,000円未満			
D9	所得割課税額151,000円未満			
D10	所得割課税額169,000円未満			
D11	所得割課税額213,000円未満			
D12	所得割課税額248,000円未満			
D13	所得割課税額284,000円未満			
D14	所得割課税額320,000円未満			
D15	所得割課税額370,000円未満			
D16	所得割課税額370,000円以上			

【副食費免除の対象について】

◆1号認定子ども

階層区分	対象となる子どもの数え方
1～3	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。
4・5	対象児童より年上で、保護者と同一生計の小学校3年生までの子どもを上の子として数えます。

◆2号認定子ども

階層区分	対象となる子どもの数え方
A～D2	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。
D2-1～D16	対象児童より年上で、保護者と同一生計の保育施設等に入所している未就学児の子どもを、上の子として数えます。



6 その他

1. 給食・健康について

(1) 給食内容

3歳未満児は主食（ご飯など）・副食（おかず）の両方を施設が提供する完全給食です。

3歳以上児は副食のみの提供となります。主食の用意については各施設でお問い合わせください。

(2) アレルギーの対応について

施設でのアレルギー対応が必要な場合は、主治医による指示に基づいて行いますので、必要書類を提出してください。（書類は各施設にあります。）



(3) 健康

- ・ 急病やけがの場合は、保育途中にお迎えをお願いします。
- ・ 感染症にかかった場合は、他の子どもへの感染を防止するために、休んでいただきます。
- ・ 予防接種の接種忘れや治療の必要な病気がないか確認し、入所前の時間に余裕があるときに接種・治療しておきましょう。

主治医に相談し、子どもに負担のないように行いましょう。

2. その他

【送迎】

- ・ 各施設への送り迎えは、保護者をお願いしています。施設では、送り迎えは行っていません。

【クラス編成】

- ・ 各施設では、子どもをクラスで分けて保育します。また、入園状況によっては、年度途中でも、クラスの変更を行うことがあります

【警報などによる休園】

- ・ 気象条件による警戒レベル3が、保育中に施設所在地域に発令された場合、安全を確保しながらお迎えをお願いします。また、登園前に発令された場合の対応について、施設に確認しておきましょう。
- ・ 感染症の拡大状況により、休園することもあります。その際の保育について事前に家族・職場と話し合っておきましょう。